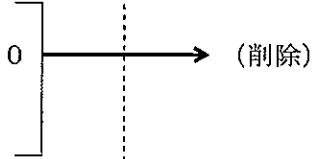


在宅自己疼痛管理指導管理料

(注の移動)

注 2 送信器を使用した場合は、所定点数に 6 0
0 点を加算する。



在宅肺高血圧症患者指導管理料

(注の変更)

注 1 原発性肺高血圧症の患者であって入院中の
患者以外の患者に対して、プロスタグランジ
ン I₂製剤の投与等に関する指導管理等を行
った場合に算定する。

注 原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患
者以外の患者に対して、プロスタグランジン I
₂製剤の投与等に関する医学管理等を行った場
合に算定する。

(注の移動)

2 携帯型精密輸液ポンプを使用した場合は、
所定点数に 1 0, 0 0 0 点を加算する。

(削除)

在宅気管切開患者指導管理料

(注の変更)

注 1 気管切開を行っている患者であって入院中
の患者以外の患者に対して、在宅における氣
管切開に関する指導を行った場合に算定す
る。

注 1 気管切開を行っている患者であって入院中
の患者以外の患者に対して、在宅における氣
管切開に関する指導管理を行った場合に算定
する。

(注の移動)

2 人工鼻を使用した場合は、所定点数に 1 ,

(削除)

500点を加算する。

(通則の新設)

(新設) → 第2款 在宅療養指導管理材料加算

(新設) → 1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算は、第1款の各区分に掲げる在宅療養指導管理料のいずれかの所定点数を算定する場合に月1回に限り算定する。

(通則の新設)

(新設) → 2 1にかかわらず本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算のうち、保険医療材料の使用を算定要件とするものについては、当該保険医療材料が別表第三調剤報酬点数表第4節の規定により調剤報酬として算定された場合には算定しない。

(区分の新設)

(新設) → 血糖自己測定器加算

- | | |
|----------------|------|
| 1 月20回以上測定する場合 | 400点 |
| 2 月40回以上測定する場合 | 580点 |
| 3 月60回以上測定する場合 | 860点 |

注 インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入

院中の患者以外の患者（1型糖尿病の患者を除く。）又はインスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者（1型糖尿病の患者に限る。）に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

4 月80回以上測定する場合 1,140点

注 インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者（1型糖尿病の患者に限る。）に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設)

注入器加算 300点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設)

間歇注入シリンジポンプ加算 1,000点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射

を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇注入シリンジポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設) → 注入器用注射針加算

- 1 治療上の必要があって、1型糖尿病若しくは血友病の患者又はこれらの患者に準ずる状態にある患者に対して処方した場合 200点
- 2 イ以外の場合 130点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器用の注射針を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設) → 紫外線殺菌器加算

360点

注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、紫外線殺菌器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設) → 自動腹膜灌流装置加算

2,500点

注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入

(区分の新設)

(新設)

院中の患者以外の患者に対して、自動腹膜灌流装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設)

酸素ボンベ加算

- 1 携帯用酸素ボンベ 880点
- 2 1以外の酸素ボンベ 3,950点

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、酸素ボンベを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設)

酸素濃縮装置加算

4,620点

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、酸素濃縮装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。ただし、こ

の場合において、区分番号C 1 5 7に掲げる酸素ポンベ加算は算定できない。

(区分の新設)

(新設)

液化酸素装置加算

1 設置型液化酸素装置 3, 970点

2 携帯型液化酸素装置 880点

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、液化酸素装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設)

在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算

2, 000点

注 在宅中心静脈栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、輸液セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設)

注入ポンプ加算

1, 000点

注 在宅中心静脈栄養法又は在宅成分栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者若しくは在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の悪

		性腫瘍の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。								
(区分の新設)	(新設)	<p>在宅成分栄養経管栄養法用栄養管セット加算 2,000点</p> <p>注 在宅成分栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、栄養管セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>								
(区分の新設)	(新設)	<p>間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算 600点</p> <p>注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテルを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>								
(区分の新設)	(新設)	<p>人工呼吸器加算</p> <table> <tr> <td>1 陽圧式人工呼吸器</td> <td>6,840点</td> </tr> <tr> <td>注 気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 人工呼吸器</td> <td>5,930点</td> </tr> <tr> <td>注 鼻マスク若しくは顔マスクを介した人工呼</td> <td></td> </tr> </table>	1 陽圧式人工呼吸器	6,840点	注 気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。		2 人工呼吸器	5,930点	注 鼻マスク若しくは顔マスクを介した人工呼	
1 陽圧式人工呼吸器	6,840点									
注 気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。										
2 人工呼吸器	5,930点									
注 鼻マスク若しくは顔マスクを介した人工呼										

(区分の新設)

(新設) →

吸器を使用した場合に算定する。

3 陰圧式人工呼吸器

3,000点

注 陰圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。

注 在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、人工呼吸器を使用した場合に、いずれかを第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設) →

経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算

1,210点

注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設)

疼痛管理用送信器加算

600点

注 疼痛除去のため埋込型脳・脊髄刺激装置を埋め込んだ後に、在宅において自己疼痛管理を行っている入院中の患者以外の難治性慢性疼痛の患者に対して、疼痛管理用送信器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設)

携帯型精密輸液ポンプ加算

10,000点

注 原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、携帯型精密輸液ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(区分の新設)

(新設)

気管切開患者用人工鼻加算

1,500点

注 気管切開を行っている患者であって入院中の患者以外の患者に対して、人工鼻を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。